

まちづくり市民ギャラリーの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、まちづくり市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ギャラリーは、JR佐倉駅2階通路にある、3つの展示スペースと掲示板をいう。なお、名称は以下のとおりとする。

名 称	場 所	大 き さ
ギャラリーA	中央展示スペース1（掲示板側）	縦2m×横4.9m
ギャラリーB	中央展示スペース2（南口側）	縦2m×横4.9m
ギャラリーC	南口階段側展示スペース	縦2m×横3m
掲 示 板		縦2m×横6m

(使 途)

第3条 ギャラリーの使途は以下のとおりとする。

名 称	使 途	内 容
ギャラリーA	共用	市民および市からの情報提供・団体の活動成果の展示
ギャラリーB		
ギャラリーC		
掲 示 板	共用	市民および市の主催する行事の案内等

(利用対象者)

第4条 ギャラリーの利用対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 市民
- (2) 佐倉市において活動する団体
- (3) 行政（行政に準ずる団体）

(使用の制限)

第5条 申込者が次の各号に該当する場合は、使用の承認をしないことができるものとする。

- 1 政治活動、宗教活動に関わるもの
- 2 売名行為（団体名・教室名・作者の所属団体名等を必要以上に大きく掲示する）

- 3 営業行為（広告・宣伝・展示品の販売・販売の予約受付等をとる）
- 4 利用規程に反する行為を行った場合
- 5 その他佐倉市が不相当と認めた場合

（申込み）

第6条 ギャラリーの使用を希望するものは、以下の方法により、都市計画課で手続きを行うものとする。

（1） ギャラリーA・ギャラリーB・ギャラリーC

使用開始の3か月前の月初め（休日の場合は翌日）から1週間前までに、まちづくり市民ギャラリー使用申込書を都市計画課へ提出し、承認を受けるものとする。

なお、受付は先着順とする。

（2） 掲示板

使用開始日の1か月前から、都市計画課に申込みをし、承認を受けるものとする。

ただし、議会報と佐倉市広報は例外とする。

（展示の期間）

第7条 ギャラリーの使用期間は以下のとおりとする。

（1） ギャラリーA・ギャラリーB・ギャラリーC

同一の申込者・団体への貸し出しは、原則として1回につき2週間以内、年間30日以内とする。

（2） 掲示板

掲示内容に係る期日または期間の1か月前から終了日までを掲示の期間とする。

掲示可能な枚数は、原則として1団体につき1行事1枚、最高2枚までとする。

（鍵の貸与）

第8条 ギャラリーA・ギャラリーB・ギャラリーCの鍵は、事前に申込者に貸し出すものとし、使用期間最終日の午後5時まで（最終日が休日の場合は翌日の午前10時まで）に都市計画課へ返却するものとする。

（展示品の管理）

第9条 搬入・搬出および使用期間中の展示品の管理については、申込者の責任において行うものとし、期間終了後は速やかに撤去すること。

(使用料)

第10条 ギャラリーの使用料は無料とする。

(損害賠償)

第11条 申込者が、ギャラリーを破損させた場合、佐倉市の指示に従いこれを現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

ただし、佐倉市が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 展示物・掲示物の破損、盗難等についての責任は、佐倉市では一切負わないものとする。

附 則

この規程は平成16年7月1日から適用する

附 則

この規程は平成19年4月1日から適用する

附 則

この規程は平成20年4月1日から適用する

附 則

この規程は平成21年7月1日から適用する